

# 地すべり対策事業

## ◆目的

地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除却し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

## ◆事業の内容

地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、改良し、その他地すべり等を防止するために実施する地すべり防止工事

※「地すべり防止区域」…農用地・農業用施設に係る地すべりが発生又は発生するおそれが高い地域として、地すべり等防止法に基づき指定される区域

### (1) 防止工事

地すべり活動を防止又はその原因を除去するための工事で、主に地表水排除工、地下水排除工、杭打工、擁壁工などの工事を実施。

### (2) 関連工事

地すべり活動を間接的に防止することを主目的とした、かんがい排水施設又はため池の整備、農道、区画整理、暗渠排水などの工事を実施。

## ◆実施要件

### (1) 地すべり防止区域の指定基準

- ①多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ②鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの並びにその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ③官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ④ため池（貯水量30,000m<sup>3</sup>以上）、用排水施設及び農道（関係面積100ha以上）、林道（利用区域500ha以上）に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤人家10戸（市街化区域に存するもののうち指定都市に係るものにあつては人家20戸）以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑥農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの（農地5ha以上10ha未満であつて当該地域に存する人家の被害を合わせ考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む） など

### (2) 地すべり対策事業の実施要件

- (1) 防止工事 事業費7,000万円以上
- (2) 関連工事 事業費5,000万円以上 受益面積3ha以上（ため池は2ha）

## ◆実施主体

- (1) 防止工事は県、
- (2) 関連工事は市町等

※詳細については、事業実施要綱・要領による。

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp